

- 「農地法の運用について」の制定について（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>第3 遊休農地に関する措置            (略)            1～9 (略)            10 <u>遊休農地の発生の未然防止の取組について</u>  <u>農地は一度遊休化すると、その復旧には多大な労力と費用を要することに加え、病虫害や鳥獣被害の発生等、周辺地域の営農条件に支障を及ぼすおそれがあることから、農業委員会においては、遊休農地の解消に向けた取組のみならず、その発生を未然に防止する取組を講ずることが重要である。</u>  <u>このため、農業委員会は、以下の取組を行うものとする。</u>            (1) <u>遊休農地の発生を未然に防止するためには、できるだけ早い段階で所有者等の離農や規模縮小の兆候を把握することが必要である。このため、離農や規模縮小をする場合には速やかに農業委員会へ申し出るよう、利用状況調査や利用意向調査の機会に加え、日常の戸別訪問や相談活動、地域の話合い、広報誌・ホームページへの掲載、チラシの配布等、あらゆる機会を捉えて、所有者等に対し、周知を行うこと。</u>            (2) <u>法第3条の3の届出や相続登記・住所変更登記がされていない農地は、所有者の探索に多大な時間と費用が必要であることから、農地の売買や貸借が円滑に進まず、遊休化するおそれがある。このため、法第3条の3の届出や相続登記・住所変更登記の義務化について、(1)と同様の手法により、周知を行うこと。</u></p>	<p>第3 遊休農地に関する措置            (略)            1～9 (略)            (新設)</p>

附 則

この通知は、令和8年6月5日から施行する。